

企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」における四半期財務諸表に関する事項について

1 問題の所在

平成19年3月29日に公表された標記の適用指針に示す事項については、企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」(平成19年3月14日公表)における「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」(第19項(21)及び第25項(20))にあたるものとして、一定の場合には注記することとなると解されている¹。

しかしながら、標記の適用指針は、「四半期財務諸表に関する会計基準」より後に公表されたものであり、四半期連結財務諸表における取扱いが必ずしも明確ではないことから、標記の適用指針で明らかにすべきではないかという指摘がある²。

2 対応案

脚注1で示した状況から、実務上の解釈がすでに示されているものと考えられるが、標記の適用指針に、確認のための同様の記述を加えることとしてはどうか。

これは、現行の解釈の確認であるため、公開草案を経ず、以下のような日程を進めてはどうか。

5月21日(水)	SPE 専門委員会での検討
5月30日(金)又は	
6月13日(金)	委員会での公表議決

以上

¹ (財)財務会計基準機構から2008年2月26日に発刊されている「四半期報告書の作成要領(平成20年6月第1四半期提出用)」では、連結財務規則上、第15条の追加情報の注記に該当するものと考えられることを踏まえ、「開示対象特別目的会社に関して、企業集団の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる程度に重要な変更があった場合には、追加情報として記載する必要がありますので、ご留意ください。」(116ページ)とされている。

² 「四半期財務諸表に関する会計基準」より後に公表された会計基準等(例えば、リース取引、金融商品の時価等の開示、資産除去債務)では、留意的な記載も含めて、四半期財務諸表における注記の取扱いに触れているが、標記の適用指針では触れていないことから、四半期財務諸表においては不要となるのではないかという見解もある。